

知的財産戦略に関する論点整理 (知的財産による競争力強化・国際標準化関連)

平成24年2月6日
内閣官房知的財産戦略推進事務局

1. グローバル展開のための知財インフラの整備

グローバル・ネットワーク時代にあって、各国の知財システムの更なる競争と協調をいかに進めるか。

- ① 国際的な知財システムの競争・調和の推進
- ② 我が国の知財システムの利便性の向上

2. 知の活用促進のための環境整備

新たな世界の変化に即応し、我が国の知財イノベーション環境をいかに整備するか。

- ① テクノロジー、デザイン、ブランドの関連領域の強化
- ② 知財創造力の強化（産学連携・ベンチャー）
- ③ 中小企業の知財活動の強化
- ④ 戦略的な国際標準化・認証の強化

3. 知財人財の育成・確保

グローバル・ネットワーク時代の知財イノベーションに資する人財をいかに育成・確保するか。 ⇒ 「知財人財育成プラン」の展開と実行

イノベーション創成による
産業の国際競争力強化



1. グローバル展開のための知財インフラの整備

【論点】米国の先願主義への移行に象徴されるように各国が企業活動のグローバル展開・国際競争力強化に向けて制度・運用の調和・見直しの動きを加速する中で、我が国の知財システムの競争・調和をいかに推進するか。

【制度調和・運用調和の気運の高まり】

日本からの長年の働き掛けにより、米国では、先願主義への移行を含む改正特許法が成立(2011年9月)。

特許審査ハイウェイ(PPH)は順調に拡大(24か国・地域が参加)。世界に先駆けた中国とのPPHを開始(2011年11月)。

制度・運用の調和

各国間の審査結果の相違が生じないよう、各国との特許制度、審査実務・運用の調和を図る必要がある。

▶特許制度調和に向けた実務レベルの研究の推進

我が国のリードにより、制度・運用の国際比較をし、その調和の効果や実現可能性を実務レベルで分析。

▶国際審査官協議の拡充

相手国の審査や基準をより深く理解するための中長期間の審査官協議が必要。国際審査官協議が進められているが、短期間(1~2週間)の協議にとどまっている。

▶共通特許分類の策定

増大する各国特許文献の一括検索を可能とするため、言語に依存しない調査ツールである共通特許分類を構築する必要。

ヘーゲ協定加入に向けた検討

▶ 我が国企業が海外において意匠権を取得する際の手続・コスト負担を軽減するため、意匠の国際登録に関するヘーゲ協定への加入に向けた検討が開始されており、国内制度の利便性向上と併せ、2012年度に結論を得る。

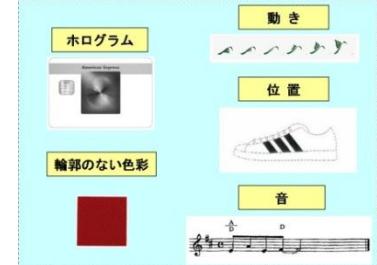
【ヘーゲ協定の意匠国際登録(イメージ)】



新しいタイプの商標

インターネットの普及やデジタル化の進展に伴い、ブランドとしての商標の在り方が変化している。動く商標や音の商標など新しいタイプの商標は、欧米アジア主要国において保護制度が整備されている。

新しいタイプの商標の例



【取組の方向性】

○国際競争力強化に向けた知財システムの構築(日本リードによる国際的な制度・運用調和、英語による国際特許出願への対応、国際特許出願の利便性の向上、国際審査官協議の推進、他国への制度整備・運用改善の働きかけ)

1. グローバル展開のための知財インフラの整備

【論点】我が国の知財システムの利便性（安定性・適時性）をいかに向上するか。

○権利の安定性の向上

【米国の特許付与後レビューの導入】

（2011年9月の特許法改正により導入。）

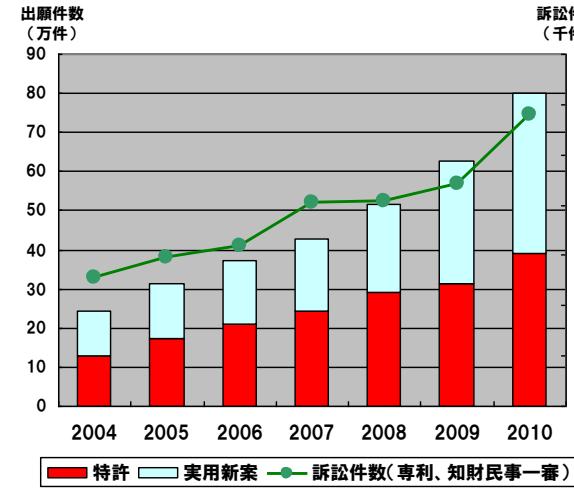
- ・特許発行の日から9か月以内に申し立てることができる。
- ・新規性、非自明性、明細書記載要件（ベストモード要件は除く）について申立可能。
- ・レビューは、改正法で創設される特許審判部（Patent Trial and Appeal Board）により行われる。



○急増する中国特許文献への対応

中国における特許・実用新案の出願増加に伴い、中国文献の調査負担が増加、また專利（特許・実用新案・意匠）訴訟が急増。日本特許庁の審査の質の維持、企業の訴訟リスクの回避が必要。

【中国の特許・実用新案出願件数と訴訟件数】



出典：特許庁資料に基づき作成

○関係者の意見

- ・日本に特許出願をすれば、世界で一番早く、強い権利が取得できるとなれば、日本の特許がグローバルな相場観を形成することができる。
- ・企業の新事業を支えるパテントポートフォリオの構築のために、企業が望む特許網を適時に権利化することが重要。
- ・国際的に遜色のない品質管理の体制の構築が必要。
- ・審査順番待ち期間の短縮により、公開前に特許査定されるものが増加し、特許前に第三者の情報提供できる機会が減少。

【取組の方向性】○国内外の情勢を踏まえた特許権の安定性の向上

○新たなイノベーションモデルや多様なニーズに対応した特許審査の提供

2. 知の活用促進のための環境整備（テクノロジー、デザイン、ブランド）

【論点】テクノロジー、デザイン、ブランドの関連領域をいかに強化するか。

【デザインのビジネス価値の高まり】

2011年4月、スマートフォンをめぐり、米国の大手電子機器メーカーが、韓国の大手電子機器メーカーに対して、スマートフォンの意匠権を侵害したとして提訴し、訴えられた韓国の大手電子機器メーカーが逆に特許権を侵害したとして提訴している。

この米国の大手電子機器メーカーは、単純な外観デザインではなく、直感的な操作を誘導する使い勝手の良いユーザーインターフェースを実現するデザインがテクノロジーと融合した製品を開発し、製品の爆発的な普及に成功。

英国半導体関連会社では、自身では製造は行わず、プロセッサのアーキテクチャデザインについて性能面の向上ではなく独自に消費電力の向上の観点から開発・技術の確立を行い、著作権ライセンスを通じてデファクト化に成功した。

○デザインを軸とした連携事例

デザイン产学連携の取組事例

ライオン株式会社と千葉大学の連携事例

人間工学に基づくデータ・評価手法を用いて「家庭用洗剤容器」の容器形状を評価・決定



資料:ライオン株式会社 意匠登録第1375955号

外部デザイナーとの連携事例

長谷川工業株式会社の事例

外部デザイナーと連携し、新しい踏み台が誕生
世界で最も権威あるデザイン賞の一つ
「レッドドットデザイン賞」の最高賞受賞



意匠登録第1406660号

○上位ランキングされているブランド数の各国比較

日本の企業が有するブランドに対する評価は必ずしも高いとは言えない。

	米	仏	韓	日
10位以内	9	1	0	0
30位以内	19	1	1	2
100位以内	50	8	2	6
名目GDP構成比	24.3%	4.6%	1.4%	8.7%

出典: ベスト・グローバル・ブランド、2010ランキング(インターブランドランキング)、UN, National Accounts Main Aggregates Databaseに基づき作成

➡ 【取組の方向性】 ○我が国デザイン・ブランドのグローバル展開の促進
○デザイン・ブランドを軸とした知財価値の向上

2. 知の活用促進のための環境整備（知財創造力の強化（产学研連携・ベンチャー））

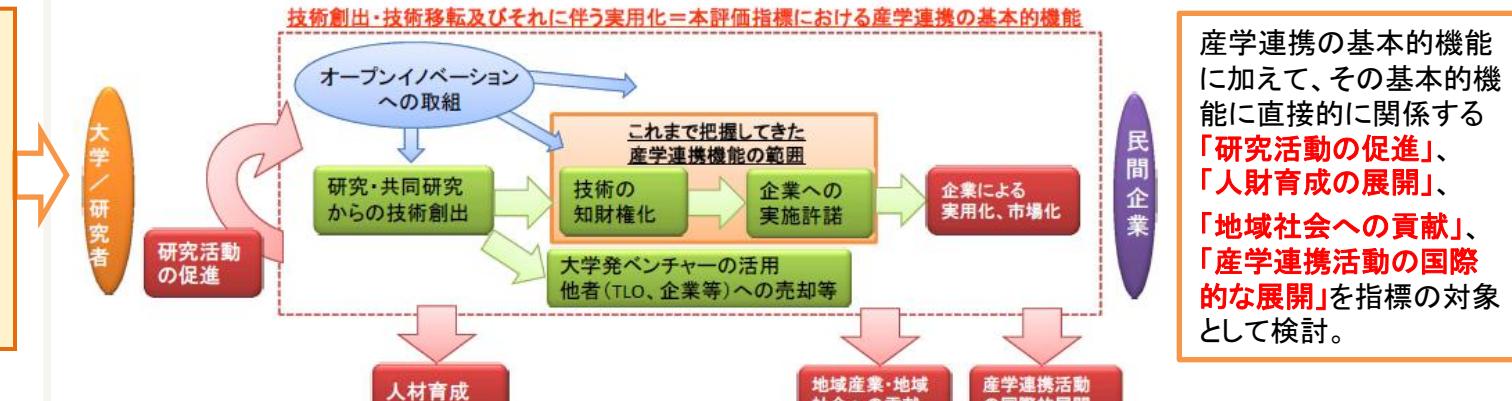
【論点】大学やベンチャーの有する「知」から、いかにイノベーションを創出するか。

○产学研連携における評価指標

产学研連携活動の量から質への転換を促すため、多面的な产学研連携活動・業績を測定し、活用することが必要。

現在の主な評価指標

- ◆ 技術の知財権化
 - ・ 特許出願件数
 - ・ 特許取得件数
- ◆ 企業の実施許諾
 - ・ ライセンス件数
 - ・ ライセンス収入
- ◆ 企業による実用化・市場化
 - ・ 事業化件数



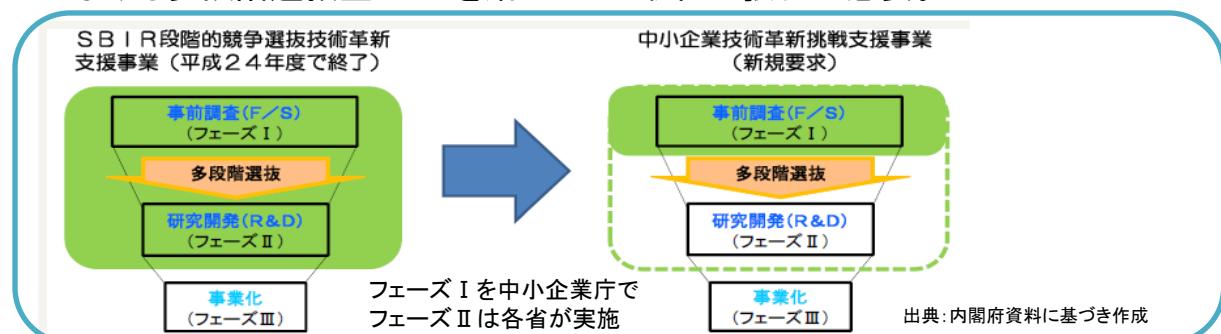
○大学発ベンチャーの取組

【関係者の意見】

- ・学内のインキュベーション施設に入居している際には支援体制が取れているが、ある程度目途が立って学外に出た際のフォローをすることが難しい。ベンチャー支援の体制を大学として構築する必要を感じるが、人的なことも含めて現在の体制では困難な面がある。
- ・ベンチャー企業は立ち上げたが、その後の大学としての支援体制・支援方法が確立されておらず、大学とのバックアップが必ずしも効果的に行われていない。
- ・大学の技術や研究シーズをうまくベンチャービジネスにつなげられる人は少ない。

○革新的技術を創出する仕組み

ベンチャー・中小企業などが有する多様なシーズを可視化しつつ革新的技術の創出につなげる多段階選抜型SBIRを始めとした取組の強化が必要。



【取組の方向性】

- イノベーション創出の観点から产学研連携機能の総合的な評価の活用
- 大学・ベンチャーのシーズをイノベーションの創出につなげる取組の推進

2. 知の活用促進のための環境整備（中小企業の知財活動の強化）

【論点】中小企業の知財活動をいかに強化するか。

○海外展開支援

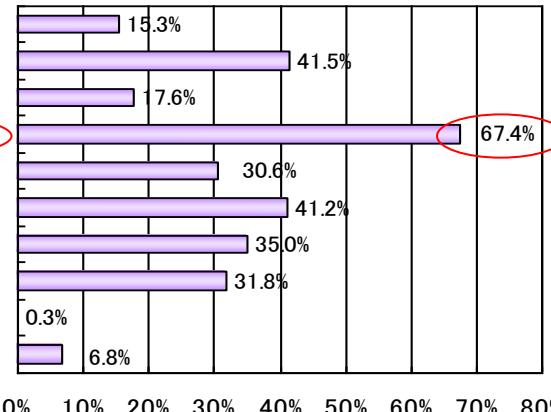
全国都道府県の知財総合支援窓口を通じた海外展開支援



グローバル展開支援策

外国での権利取得には多額の費用がかかり、資力に乏しい中小企業には大きな負担

- 専門家による個別相談
- 説明会やセミナーの開催
- 海外弁理士や弁護士等の情報提供や紹介制度
- 出願費用の助成** (highlighted with a red oval)
- 模倣品等対策費用の助成
- 海外の先行技術の調査支援
- 政府レベルでの審査協力による権利取得の円滑化
- 政府レベルでの模倣品等対策による侵害品の撲滅
- その他
- 特にない



出典:特許庁資料に基づき作成

【中小企業におけるグローバル展開事例】

<機械メーカーA社(資本金6,000万。従業員200名程度)>

- 1980年頃から輸出を開始し、現在では、売上高ベースで、中国、インドなどを中心に海外シェアが約4割を占めている。
- 模倣の防止を図るために、海外での知財権取得を進めているが、コスト負担を抑えるため、特許権を登録する国と意匠権を登録する国に分けている。製造技術に劣る国には意匠権のみの登録を行っている。

出典:中小企業の知財活用事例 & 知財支援策活用ガイド



2. 知の活用促進のための環境整備（中小企業の知財活動強化）

○特許料等の減免制度

日本では、平成23年5月、特許法を改正し、中小企業の特許料減免制度を拡充^{※1}（減免対象者の拡大、特許料の減免期間を3年から10年へ延長）。米国では、平成23年9月、特許法を改正し、マイクロエンティティ制度を導入^{※2}。
※1 平成24年4月1日施行
※2 平成24年2月1日現在、未適用

日米の中小企業の特許料等の減免制度の比較

	米国	日本	
対象 (資格)	【スマートエンティティ】 従業員500人未満	【マイクロエンティティ】 スマートエンティティの条件に加えて ・過去の米国出願で発明者となっている 件数が4件を超えない ・世帯収入が米国の年間平均世帯収入の 3倍を超えない、などの条件	・研究開発型中小企業（従業員300名以下又は資本金3億円以下、かつ試験研究費が収入の3%以上） ・法人税非課税の中小企業 ・設立後10年を経過していない中小企業
減免 内容	出願料、特許登録料、特許維持料を50%軽減。	出願料、特許登録料、特許維持料を75% 軽減。	審査請求料、特許料（第1～10年分）を 50%軽減。

※ 米国には審査請求料はない。また、日本の場合、出願料は減免されない。

○中小・ベンチャー関係者の意見

- ・中小企業への啓発は非常に難しい。中小企業経営者に「気づき」を与えることが重要である。
- ・中小企業に近い人として、税理士や中小企業診断士に加えて金融機関の融資担当にも知財教育を行うことが効果的ではないか。
- ・中小企業の中に、適時に外部に相談することを経営者に進言できるような人財がいるという状態をつくることが最も現実的と考える。
- ・開発技術部門のコア人財5名が知的財産検定を受験して学習意欲が高まった。

【中小企業における知財人財の確保による成功事例】

＜化学メーカーA社（資本金4,360万。従業員70名程度）＞

- ・行政の支援で知財人財の必要性に気づき、併任ではあるがパテントマップ作成担当者を設置した。その結果、今後開発担当者の企画・テーマにパテントマップを活用するという一連のプロセスが確立できた。
- ・さらに、他社出願の特許を十分に解析する方法を習得し、他社の出願情報をいち早く取得することができ、自社における防錆剤製造用の機材購入等の新規投資を即座に行い、開発速度を上げることにつながった。



出典：中小企業に対する知財戦略支援事例分析報告書



【取組の方向性】 ○中小企業のグローバル展開支援を始めとした支援策の検討

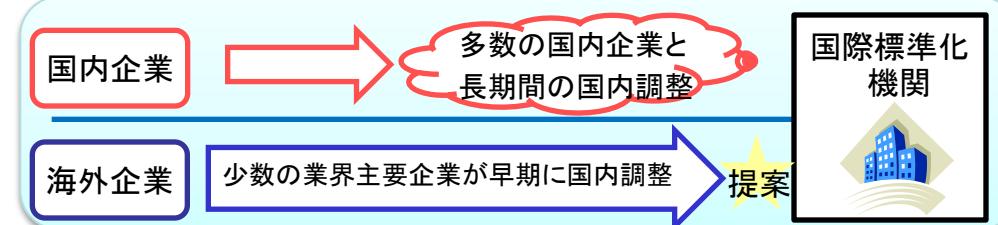
○中小企業における知財戦略の活用の促進

2. 知の活用促進のための環境整備（戦略的な国際標準化・認証の強化）

【論点】グローバル・ネットワーク時代に対応し産業競争力強化につなげるための国際標準化を含む知財マネジメントの基盤をいかに構築するか。

○戦略的な国際標準化活動におけるスピードの変化

- ・グローバル・ネットワーク時代のビジネスは急激な速度で変化し続けている。
- ・我が国は国内コンセンサス形成に多大な時間を要し、提案に時間がかかる。海外は迅速な提案が可能。



- ・近年、中国・韓国が国際展開を急拡大させるとともに、国際標準化活動の取組を急速に強化し、存在感を高めている。

〈中国・韓国の国際標準化活動の取組事例〉

中国
スマートグリッドに関する提案
⇒新たに国際的な委員会が立ち上がり検討開始

韓国
半導体製造の低コスト化技術に関する提案
⇒新たに国際的な委員会が立ち上がり検討開始

○国際標準化活動における審議内容の変化

- ・国際標準化の審議内容が変化し、既存の枠組みを超える分野横断的なテーマが多数発生。

〈産業分野を横断する国際標準の事例〉

事例①アセットマネジメントの国際標準化

- ・保有資産を効率的に管理・運用する手法（アセットマネジメント）について、英國から、産業分野を横断する一般的な標準化提案があり、ISO/PC251での検討が決定。
- ・我が国の対応を検討する国内審議団体設立は、英國提案から約2年後。

事例②機能安全の国際標準化

- ・機械が人間や環境に及ぼす危害の原因を除去するのではなく、許容できる水準の安全性を確保する考え方（機能安全）について、歐州主導で標準化（IEC61508）。個別の産業分野に限らない一般的な標準。
- ・IEC61508に基づく各産業分野の規格化が進み、医療機器つつある中、我が国の一
部産業分野の対応に遅れ。

機能安全のベース規格と派生規格

家庭用電気機器

鉄道

AV・IT機器

機能安全規格

自動車

パーソナルケアロボット

【取組の方向性】

- 産業競争力の強化に資する国際標準化を含む知財マネジメントの推進
- 迅速な提案が可能な、新たな国際標準提案制度の早期確立
- 既存の枠組みを超える分野横断的なテーマに適切に対応するための国内検討体制の構築

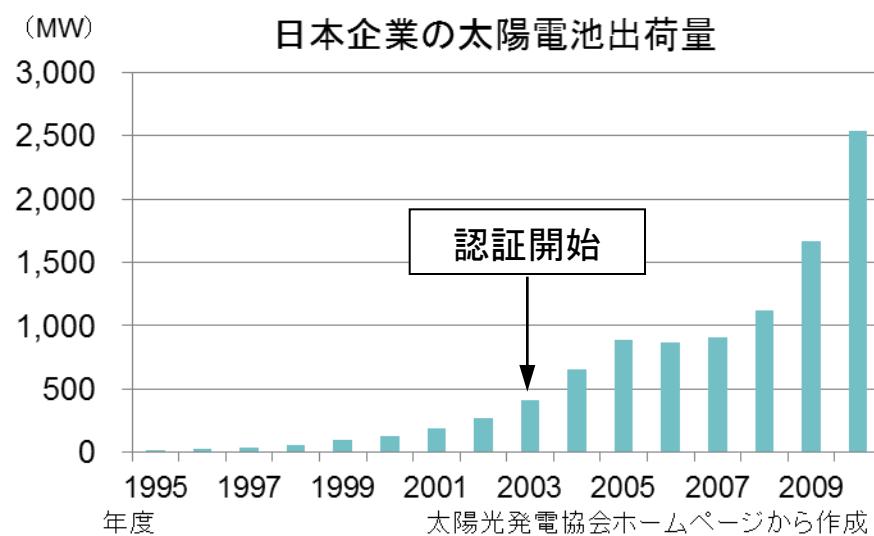
2. 知の活用促進のための環境整備（戦略的な国際標準化・認証の強化）

【論点】グローバル・ネットワーク時代のビジネス基盤としての認証の活用をいかに強化するか。

○先進技術の事業化に向けた認証の活用

- ・技術開発成果を事業展開につなげるには、技術の安全性などが確認され、市場の信認を得ることが重要。

<認証導入による市場の伸び>



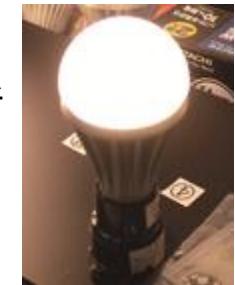
- ・2003年度に我が国認証機関が太陽電池の認証を開始。欧州で始まった固定価格買取制度の後押しもあり(ドイツで2000年に導入)、日本企業の太陽電池出荷量が急増。

- ・従来の技術起点モデルから事業起点モデルに転換が進む中、先進技術を速やかにグローバル・ビジネスにつなげることが重要。
- ・先進技術を用いた製品の市場投入にあたっては、速やかに実効性ある認証スキームを構築することが必要。

<先進技術を用いた製品の認証スキーム構築の取組>

【LED照明】

現状、低品質なLED照明が過大に性能表示されて流通している。様々な認証機関や試験所における測光の試験結果に偏りがでないようにするために、国際的な共同試験を行っている。これにより、LED照明の本格的な認証実施につなげる。



【生活支援ロボット】

産業技術研究所、日本品質保証機構(JQA)などが設立した「生活支援ロボット安全検証センター」において、生活支援ロボットのコア技術である対人安全性(対人接触など)検証技術を開発している。将来的にこの技術を用い、JQAなどが認証を行う。



出典:「医薬品・医療機器分野における経済産業省の施策について」(経済産業省)

【取組の方向性】

- 先進技術に関する認証体制の整備支援

2. 知の活用促進のための環境整備（戦略的な国際標準化・認証の強化）

【論点】中小企業の事業戦略に資する国際標準化をいかに推進するか。

○中小企業による戦略的な国際標準化活動の重要性

- ・中小企業が自社の有望技術を生かすような国際標準化を進めることで、グローバル市場でのビジネス機会増加が期待される。
- ・中小企業はグローバル企業に比べ国際標準化活動に制約がある。

<国際標準化の事例>

①蓄光顔料(根本特殊化学(株))

- ・従来品と比べ、暗闇でより明るく輝く蓄光性夜光顔料を開発。
- ・安全標識板等の国際標準化(ISO)において、輝度の基準を厳しくするよう働きかけた。
- ・他社が対応できる技術を持っておらず、夜光顔料の世界シェアの過半を獲得。



②ロボット用スイッチ(IDEC(株))

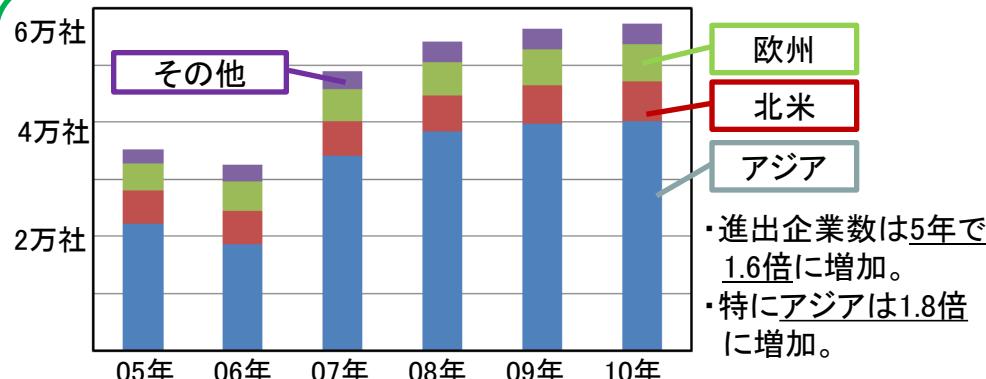
- ・従来品と比べ、安全性に優れたスイッチを開発。
- ・ロボットの安全性に関する国際標準化(ISOなど)において、高水準の安全性を盛り込むよう働きかけた。
- ・安全性に優れた自社のスイッチが世界シェアの過半を獲得。



○中小企業の事業展開における国際規格適合の必要性

- ・中小企業の海外展開にあたっては、製品の国際規格適合に困難が伴う。

<日本企業の海外への進出数の推移>



出典: 外務省 海外在留邦人数調査統計

- ・進出企業数は5年で1.6倍に増加。
- ・特にアジアは1.8倍に増加。

<中小企業から東京都立産業技術研究センターへの相談事例>

- ①顕微鏡用LED照明のノイズ評価について相談。国内規制がない試験が国際標準で要求されていることを説明した上、センター施設で評価実施。
- ②電気毛布の人体への影響について相談。該当する国際規格の概要を紹介し、センター施設において簡易評価を実施。

【取組の方向性】

- 中小企業の事業戦略上の標準化ニーズを標準化活動につなげるための支援(国際標準原案策定の支援)
- 中小企業の製品を国際規格に適合できるようにするための支援(国際規格情報の提供、相談窓口の設置)